

電気柵の購入を支援します

鳥獣による農作物の被害を防止するため、電気柵の購入、設置の費用を補助します。

▶対象者

町に住所および農地を有し、現に鳥獣による被害を受け、または受けるおそれがある人。

▶補助金額

電気柵の購入経費の1/2（上限5万円）

※年度内の申請は1回に限ります。

▶申請手続き

所定の申請書を提出してください。電気柵の領収書や設置後の写真など、添付書類は担当課でご案内しますのでお問い合わせください。

圃農林環境エネルギー課 ☎65-8985



行政相談に応じます

地域で国の役所の仕事などに関する相談に応じる「行政相談委員」として、八幡忍さんが総務大臣から委嘱を受けました。（委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

行政相談委員は、国の役所のほか、NTT東日本、東日本高速道路株式会社、国立大学法人などが行う仕事についての相談を受け付け、相談者への必要な助言や関係機関への改善の申し入れなどを行っています。

【令和5年度行政相談日】

- ▶期日 5月8日（月）、6月15日（木）
7月20日（木）、9月7日（木）
10月5日（木）、10月19日（木）
11月16日（木）、12月21日（木）
2月1日（木）、3月21日（木）

▶時間 午前9時～正午

▶場所 高齢者福祉センター

※電話相談も随時対応いたします（☎66-2580）

圃住民会計課 ☎65-8993



八幡 忍さん
(69歳・田子)

インボイス制度の支援措置

10月から始まるインボイス制度では課税事業者さまにさまざまな支援措置が拡充されています。4月以降も登録申請ができます。詳しくは、インボイス制度特設サイトを確認してください。



▲インボイス制度特設サイト

【納税額の軽減（小規模事業者向け）】

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

▶対象 免税事業者からインボイス制度発行事業者になった人（2年前（基準期間）の課税売り上げが1千万円以下などの要件を満たす人）

【少額取引のインボイス省略（中小事業者向け）】

1万円未満の課税仕入れ（経費など）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

▶対象 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の人

圃住民会計課 ☎65-8994

ごみの分別をお願いします

最近、ごみが分別されていないかたたり、出し方のルールが守られていないケースが増えていきます。リサイクル作業の負担増や施設機器の故障の原因となりますので、ごみは正しく出しましょう。

▶ビン類・缶類・ペットボトル

中を洗って種類ごとに分けて出しましょう。ペットボトルのキャップとラベルは取り外し、プラスチック製容器包装に出してください。

▶古紙

新聞、段ボール、雑誌、紙パックなど種類ごとにまとめて出してください。

▶生ごみ

①田子～四日市地区

魚の頭や骨、貝殻などの固いものや、割り箸、たばこの吸い殻などは混ぜないでください。

②田子～四日市地区以外の地区

水をしっかり切り、燃えるごみに出してください。

圃農林環境エネルギー課 ☎65-8985



新婚生活を応援します

結婚新生活支援補助金

町では、結婚して新生活をスタートさせようとする新婚世帯に対して、新たに「葛巻町結婚新生活支援補助金」を交付します。結婚を予定している人はご相談ください。

▶対象者の主な要件

- ①令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻した夫婦
- ②申請時点において、夫婦ともに町に住民登録していること
- ③夫婦ともに、婚姻時に39歳以下であること
- ④新婚世帯の所得が500万円未満であること（ただし、夫婦の一方が離職したり奨学金の返済をしている場合などを除く）
- ⑤夫婦ともに、県が実施する家事育児参画促進講座（オンライン受講可）または町が指定する講習会などを受講すること

▶補助金の対象経費

- ①住居費（結婚を機に新たに住宅を取得、賃借するための費用）
- ②リフォーム費用（結婚を機に行う住宅の修繕、増改築や設備更新の費用）
※倉庫、車庫などの外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機などの家電購入に係る費用は対象外
- ③引っ越し費用（結婚を機に町内の住居に転居するための費用）

▶補助金の額

- ①夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合・・・上限60万円
- ②上記以外の場合・・・上限30万円

▶その他

新婚ライフサポート金（10万円）

も併せて申請できます。

圃いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983



狂犬病予防の巡回注射を実施します

狂犬病は犬だけでなく人にも感染し、現在も全世界で数万人の命を奪っている恐ろしい病気です。

もし国内に狂犬病が発生しても、犬が予防注射を受けていれば感染は広がりません。人も犬も安心して暮らせるように、飼い主が責任をもって予防注射を受けさせましょう。

▶巡回日程

期日	巡回コース
5月15日（月）	田の沢～茶屋場～四日市～江刈
5月16日（火）	田代～小屋瀬～元木～土谷川～吉ヶ沢
5月17日（水）	江刈川～星野～浦子内～上外川～塚森
5月18日（木）	平船～小田～冬部～田代～田子

※時間や場所など詳しくはくずまきテレビのデータ放送で確認できます。

▶狂犬病予防注射指定獣医師

村木高史 獣医師（五日市／☎68-2025）

▶当日の持ち物

- ①接種料金 3,300円
（新規登録の場合はこのほかに3,000円かかります）
- ②通知はがき
- ③飼犬手帳

▶注意事項

- ①当日は犬を抑えられる人が連れてきてください。
- ②巡回会場で受けることができない場合は、指定獣医師へ連絡した上で動物病院または往診により接種してください。（往診には別途料金が加算されます）
- ③犬が死亡したり所有者が変わった場合は、農林環境エネルギー課に届け出てください。（はんこと鑑札をお持ちください）

圃農林環境エネルギー課 ☎65-8985

